

住民登録(転入届・転居届・転出届)の手引き

転入届

転入前の市町村から転入先に引っ越してきたときに届けます。

(注意)

住居表示実施地区において、建物の新築や、建て替えた時は、住居表示が設定されていないと転入手続きができませんので、あらかじめ住居表示担当部署で住居表示の設定手続きをしてください。

- 届出期間** 転入先の市町村に住み始めた日から 14 日以内
- 届出場所** 本庁戸籍住民課、支所、連絡所(市町村により名称異なる)
- 届出人** 本人または世帯主及び代理人(代理人の場合は委任状も必要)
- 届出に必要なもの**
 1. 転出証明書(前に住んでいた市区町村役場で発行)
 2. 届け出る人の印鑑(代理人の場合)
 3. 国民年金手帳(国民年金に加入している場合)
 4. 国民健康保険証(転入先市町村ですでに加入している世帯に追加入する場合)
 5. 海外から転入するときは転入者全員分のパスポート(あれば戸籍謄本または戸籍抄本・戸籍の附表の写し)
 6. 運転免許証など届け出る人(代理人を含む)を確認できる証明書等

住民基本台帳カードによる転入届

- 届出期間** 転入市町村に住み始めた日から 14 日以内
- 届出場所** 戸籍住民課、支所(市町村により名称が異なります)
- 届出人** 本人または同一世帯員

○届出に必要なもの

1. 住民基本台帳カード
2. 国民年金手帳(国民年金に加入している場合)
3. 国民健康保険証(転入先市町村に既に住んでいる世帯に追加入する場合)
4. 運転免許証など届け出る人(代理人を含む)を確認できる証明書等

転居届

市内で住所が変わったとき届けます。

- 届出期間 転居した日から 14 日以内
- 届出場所 戸籍住民課、支所、連絡所(市町村により名称が異なります)
- 届出人 本人または世帯主及び代理人(代理人の場合は委任状も必要です)

●届け出に必要なもの

1. 届け出る人の印鑑(代理人の場合)
2. 国民年金手帳(国民年金加入者がいる場合)
3. 国民健康保険証(国民健康保険に加入している場合)
4. 運転免許証など届け出る人(代理人を含む)を確認できる証明書等

※住民基本台帳カードの交付を受けている場合はカードも持参してください。

転出届

現在の市町村からほかの市区町村へ引っ越すとき届けます。

- 届出期間 引っ越しの日が近づいたら(引っ越してから14日以内)
- 届出場所 戸籍住民課、支所、連絡所(市町村により名称が異なります) または郵送してください。

●**届出人** 本人または世帯主及び代理人(代理人の場合は委任状も必要) 郵送の場合は本人のみです。

●**届出に必要なもの**

1. 届け出る人の印鑑(代理人の場合)
2. 国民年金手帳(国民年金加入者がいる場合)
3. 運転免許証など届け出る人(代理人を含む)を確認できる証明書等(郵送の場合はコピーを添付)
4. 郵送の場合は返信用封筒も同封してください。

● 転出証明書を交付しますので、引っ越してから14日以内に転入地で転入届をしてください。

住民基本台帳カードによる転出届

○**届出期間** 引っ越しの日が近づいたら

○**届出人**

本人または同一世帯員(転出する人が複数いる場合、そのうち一人でも住民基本台帳カードを持っている人がいればできます)

○**届出に必要なもの**

(題)住民基本台帳カードによる転出届

- ・旧住所、世帯主氏名
- ・新住所、世帯主氏名
- ・本籍、筆頭者氏名
- ・異動日(引っ越しの日)
- ・異動する人の氏名、生年月日
- ・申請者の住所、氏名、電話番号

※運転免許証など、届け出る人(代理人を含む)を確認できる証明書等の写しも同封してください。

異動日から2週間以内に住民基本台帳カードを持って、新住所の窓口で転入届をしてください。

転出先・転入先の役場にご確認ください。

(参考資料八千代市役所)

作成:(株)自然な住まい

20110405 作成